



# 青 森 県 報

号外第五十六号

平成十五年五月二十三日(金曜日)

## 目 次

### 公 告

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明(環境政策課)：一

## 公 告

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十九条の八第一項第二号に規定する支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないので、同項後段の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月二十三日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

### 一 講ずべき支障の除去等の措置

むつ市大字田名部字鶴沢地内、同市大字関根字北関根地内及び下北郡東通村大字大利字問屋場地内に放置され、及び埋立処分された産業廃棄物である廃油と特別管理産業廃棄物である廃酸との混合物及び当該混合物により汚染された土壤等を撤去し、並びに当該混合物及び当該土壤等を撤去した場所を適正に埋め戻すこと。

### 二 支障の除去等の措置を講ずべき期限

### 三 青森県知事による代執行

平成十五年五月二十九日

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条の八第一項の規定に基づき、二期の期限内までに一の支障の除去等の措置を講じないときは、青森県知事が当該支障の除去等の措置を講じ、及び同条第二項の規定に基づき、当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭